

2023 年合格目標

T A C 社会保険労務士講座

直前期の最終チェック！

選択式 24 問

＜問題編＞

労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 1〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 最高裁判所は、いわゆる時間外労働の義務を定めた就業規則と労働者の義務について、次のように判示した。

「労働基準法32条の労働時間を延長して労働させることにつき、使用者が、当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合等と書面による協定(いわゆる36協定)を締結し、これを所轄労働基準監督署長に届け出た場合において、使用者が当該事業場に適用される就業規則に当該36協定の範囲内で一定の業務上の事由があれば労働契約に定める労働時間を延長して労働者を労働させることができる旨定めているときは、当該就業規則の規定の内容が合理的なものである限り、それが A から、右就業規則の規定の適用を受ける労働者は、その定めるところに従い、労働契約に定める労働時間を超えて労働をする義務を負うものと解するを相当とする。」

- 2 最高裁判所は、労働者が生理休暇を取得することにより精皆勤手当等の経済的利益を得られない結果となる措置と労働基準法第68条に定める生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置について、次のように判示した。

「使用者が、労働協約又は労働者との合意により、労働者が生理休暇を取得しそれが欠勤扱いとされることによって何らかの形で経済的利益を得られない結果となるような措置ないし制度を設けたときには、その内容いかんによっては生理休暇の取得が事実上抑制される場合も起こりうるが、労働基準法68条の上述のような趣旨に照らすと、このような措置ないし制度は、その趣旨、目的、労働者が失う経済的利益の程度、生理休暇の取得に対する事実上の抑止力の強弱等諸般の事情を総合して、生理休暇の取得を著しく困難とし同法が B を目的として生理休暇について特に規定を設けた趣旨を失わせるものと認められるのでない限り、これを同条に違反するものとするとはできないというべきである。」

- 3 労働基準法第39条第6項では、使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、同条第1項から第3項までの規定による有給休暇を与える時季に関する定めをしたときは、これらの規定による有給休暇 については、同条第5項の規定にかかわらず、その定めにより有給休暇を与えることができるとしている。
- 4 労働安全衛生法第70条の2第1項の規定に基づく事業場における労働者の健康保持増進のための指針に関する公示第7号によれば、「近年の高年齢労働者の増加、急速な技術革新の進展等の社会経済情勢の変化、労働者の就業意識や働き方の変化、業務の質的变化等に伴い、定期健康診断の有所見率が増加傾向にあるとともに、心疾患及び脳血管疾患の誘因となるメタボリックシンドロームが強く疑われる者とその予備群は、 の割合に達している。また、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者の割合が高い水準で推移している。このような労働者の心身の健康問題に対処するためには、早い段階から心身の両面について健康教育等の予防対策に取り組むことが重要であることから、事業場において、 を対象として心身両面の総合的な健康の保持増進を図ることが必要である。」とされている。

選択肢

- ① 高年齢労働者
- ② 労働者の約 5 人に 1 人
- ③ 女子労働者の労働条件の向上
- ④ 全ての労働者
- ⑤ 労働者の約 2 人に 1 人
- ⑥ 長時間労働者
- ⑦ 個別の労働契約で定める労働条件を下回る労働条件とはいえない
- ⑧ の日数のうちの 5 日を超えない部分に限り
- ⑨ 男性の約 5 人に 1 人、女性の約 2 人に 1 人
- ⑩ 個別の同意を得ることに相当するものである
- ⑪ 男女の均衡待遇
- ⑫ 具体的労働契約の内容をなす
- ⑬ (使用者が与えなければならない有給休暇の日数が10労働日以上である労働者に係るものに限る。) の日数のうち 5 日
- ⑭ 差別的取扱いの防止
- ⑮ の日数のうち 5 日を超える部分
- ⑯ 男性の約 2 人に 1 人、女性の約 5 人に 1 人
- ⑰ 常時使用する労働者
- ⑱ 女子労働者の保護
- ⑲ 免罰的効力を有することとなる
- ⑳ (使用者が与えなければならない有給休暇の日数が10労働日以上である労働者に係るものに限る。) の日数のうち、5 日を超える部分

〔問 2〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 最高裁判所の判例によれば、「研修医は、医師国家試験に合格し、医籍に登録されて、厚生大臣（現厚生労働大臣。以下同じ。）の免許を受けた医師であって、医療行為を業として行う資格を有しているものであるところ、医師法16条の2第1項は、医師は、免許を受けた後も、2年以上大学の医学部若しくは大学附置の研究所の附属施設である病院又は厚生大臣の指定する病院において、臨床研修を行うように努めるもの」として定めている。この臨床研修は、医師の資質の向上を図ることを目的とするものであり、教育的な側面を有しているが、そのプログラムに従い、臨床研修指導医の指導の下に、研修医が医療行為等に従事することを予定している。そして、研修医がこのようにして医療行為等に従事する場合には、これらの行為等は A に有することとなるのであり、病院の開設者の指揮監督の下にこれを行ったと評価することができる限り、上記研修医は労働基準法9条所定の労働者に当たるものというべきである。」としている。
- 2 労働基準法第92条によれば、就業規則は、法令又は当該事業場について適用される B に反してはならないとされており、行政官庁は、法令又は B に抵触する就業規則の変更を命ずることができる」とされている。
- 3 労働基準法第93条によれば、 C と就業規則との関係については、労働契約法第12条の定めるところによるとされている。
- 4 コンクリート造の工作物（その高さが D 以上であるものに限る。）の解体又は破壊の作業については、労働安全衛生法第14条に基づき作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。
- 5 労働安全衛生法第108条の2第1項では、「厚生労働大臣は、労働者がさらされる化学物質等又は労働者の従事する作業と労働者の疾病との相関関係をは握するため必要があると認めるときは、 E その他の調査を行うことができる。」と規定している。

選択肢

A	① 医療技術の向上という側面を消極的 ② 入院中の患者等のための労務の無償提供という側面を結果的 ③ 病院の開設者からの黙示の指示という側面を必然的 ④ 病院の開設者のための労務の遂行という側面を不可避的
B	① 労使慣行 ② 労使協定 ③ 労働協約 ④ 労働契約
C	① 労使慣行 ② 労使協定 ③ 労働協約 ④ 労働契約
D	① 2メートル ② 3メートル ③ 5メートル ④ 10メートル
E	① 疫学的調査 ② 危険性又は有害性等の調査 ③ 臨床調査 ④ 労働災害の原因の調査

〔問 3〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 使用者が、清算期間が1箇月を超えるものであるときの当該清算期間中のフレックスタイム制の規定により労働させた期間が当該清算期間より短い労働者について、当該労働させた期間を平均し1週間当たり A を超えて労働させた場合においては、その超えた時間（労働基準法第33条又は第36条第1項の規定により延長し、又は休日に労働させた時間を除く。）の労働については、同法第37条の規定の例により割増賃金を支払わなければならない。
- 2 最高裁判所の判例によれば、「労働者が職種や業務内容を特定せずに労働契約を締結した場合においては、現に就業を命じられた特定の業務について労務の提供が十全にはできないとしても、その能力、経験、地位、当該企業の規模、業種、当該企業における労働者の配置・異動の実情及び難易等に照らして当該労働者が配置される B があると認められる他の業務について労務の提供をすることができ、かつ、その提供を申し出ているならば、なお C に従った履行の提供があると解するのが相当である。そのように解しないと、同一の企業における同様の労働契約を締結した労働者の提供し得る労務の範囲に同様の身体的原因による制約が生じた場合に、その能力、経験、地位等にかかわらず、現に就業を命じられている業務によって、労務の提供が C に従ったものになるか否か、また、その結果、賃金請求権を取得するか否かが左右されることになり、不合理である。」としている。
- 3 事務所衛生基準規則第5条第3項では、事業者は、空気調和設備を設けている場合は、労働者を常時就業させる室の気温が D 及び相対湿度が40パーセント以上70パーセント以下になるように努めなければならないと規定している。
- 4 労働安全衛生法第65条の3では、「事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者 E を適切に管理するように努めなければならない。」と規定している。

選択肢

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 16度以上26度以下 | ② 17度以上27度以下 |
| ③ 18度以上28度以下 | ④ 19度以上29度以下 |
| ⑤ 40時間 | ⑥ 44時間 |
| ⑦ 48時間 | ⑧ 50時間 |
| ⑨ 業務上の必然性 | ⑩ 現実的可能性 |
| ⑪ 合理的な理由 | ⑫ 債務の本旨 |
| ⑬ 使用者からの需要 | ⑭ 信義則 |
| ⑮ 責任能力 | ⑯ の従事する作業 |
| ⑰ の職場環境 | ⑱ の配置 |
| ⑲ の労働時間 | ⑳ 法的規範 |

労働者災害補償保険法

〔問 4〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、 A していたもの（ B ）は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。
- 2 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該労働者の死亡に係る遺族補償年金は、各月に支給されるべき額の合計額が厚生労働省令で定める算定方法に従い当該遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止するものとされている。具体的には、次の(1)及び(2)に掲げる額の合算額が遺族補償年金前払一時金の額に達するまでの間、遺族補償年金の支給が停止される。
 - (1) 遺族補償年金前払一時金が支給された月後最初の遺族補償年金の支払期月から C を経過した月前に支給されるべき遺族補償年金の額
 - (2) 遺族補償年金前払一時金が支給された月後最初の遺族補償年金の支払期月から C を経過した月以後各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、 D における法定利率にその経過した年数（当該年数に1未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。）を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額の合算額なお、法定利率は、民法第404条第2項により年 E とされているが、この法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに、同条第4項の規定により変動するものとされている。

選択肢

A	① 祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者により生計を維持 ② 祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じく ③ 祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じく ④ 祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者により生計を維持
B	① 遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族 ② 遺族補償給付については当該遺族補償給付を受けることができる他の遺族、遺族給付については当該遺族給付を受けることができる他の遺族 ③ 遺族補償給付、葬祭料、遺族給付及び葬祭給付については当該遺族補償給付、葬祭料、遺族給付及び葬祭給付を受けることができる他の遺族 ④ 遺族補償年金、葬祭料、遺族年金及び葬祭給付については当該遺族補償年金、葬祭料、遺族年金及び葬祭給付を受けることができる他の遺族
C	① 1 年 ② 1 年 6 か月 ③ 2 年 ④ 3 年
D	① 算定事由発生日 ② 支払期月の翌月の初日 ③ 支給されるべき年度の 8 月 1 日（当該遺族補償年金の受給権を取得した月が 4 月から 7 月までの月に該当する場合にあっては、当該年度の前年度の 8 月 1 日） ④ 当該遺族補償年金の受給権を取得した日
E	① 3 % ② 4 % ③ 5 % ④ 6 %

〔問 5〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 休業補償給付の額は、1 日につき給付基礎日額の 100 分の 60 に相当する額とする。ただし、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日若しくは A (以下本問において「部分算定日」という。) 又は複数事業労働者の部分算定日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額 (労災保険法第 8 条の 2 第 2 項第 2 号に定める額 (以下「最高限度額」という。)) が適用される場合にあっては、当該規定の適用がないものとした場合における給付基礎日額) から部分算定日に対して支払われる賃金の額を控除して得た額 (当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあっては、最高限度額に相当する額) の 100 分の 60 に相当する額とする。
- 2 複数事業労働者の給付基礎日額の算定は、 B が行うものとされ、その額は、原則として、複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額である。
- 3 複数事業労働者介護給付は、 C を受ける権利を有する複数事業労働者が、その受ける権利を有する C の支給事由となる障害であって労災保険法第 12 条の 8 第 4 項の厚生労働省令で定める程度のものにより、 D 介護を要する状態にあり、かつ、 D 介護を受けているときに、当該介護を受けている間 (次に掲げる間を除く。)、当該複数事業労働者に対し、その請求に基づいて行う。
 - (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設 (以下「障害者支援施設」という。) に入所している間 (E を受けている場合に限る。)
 - (2) 障害者支援施設 (E を行うものに限る。) に準ずる施設として厚生労働大臣が定める施設に入所している間
 - (3) 病院又は診療所に入院している間

選択肢

- | | | |
|----------------------------|-----------------|------------|
| ① 療養看護 | ② 所定休日 | ③ 常時又は随時 |
| ④ 機能訓練 | ⑤ 療養のため | ⑥ 都道府県知事 |
| ⑦ 生活介護 | ⑧ 常態として | ⑨ 保健医療サービス |
| ⑩ 継続又は断続して | ⑪ 複数事業労働者療養給付 | |
| ⑫ 管轄公共職業安定所長 | ⑬ 賃金が支払われる休業 | |
| ⑭ 所轄都道府県労働局長 | ⑮ 賃金が支払われない休業 | |
| ⑯ 所轄労働基準監督署長 | ⑰ 事業主の責めに帰すべき休業 | |
| ⑱ 複数事業労働者障害年金又は複数事業労働者遺族年金 | | |
| ⑲ 複数事業労働者休業給付又は複数事業労働者傷病年金 | | |
| ⑳ 複数事業労働者障害年金又は複数事業労働者傷病年金 | | |

〔問 6〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について（令和 3 年 9 月 14 日基発 0914 第 1 号）（以下「認定基準」という。）」では、次の(1)、(2)又は(3)の業務による明らかな過重負荷を受けたことにより発症した脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）は、業務に起因する疾病として取り扱うものとしている。
 - (1) 発症前の長期間にわたって、著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務（以下「長期間の過重業務」という。）に就労したこと。
 - (2) 発症に近接した時期において、特に過重な業務（以下「短期間の過重業務」という。）に就労したこと。
 - (3) 発症直前から前日までの間において、発生状態を時間的及び場所的に明確にし得る異常な出来事に遭遇したこと。

上記(2)の短期間の過重業務に係る「発症に近接した時期」とは、発症前おおむね A をいう。なお、認定基準では、「発症前おおむね A より前の業務については、原則として長期間の負荷として評価するが、発症前 B より短い期間のみに過重な業務が集中し、それより前の業務の過重性が低いために、長期間の過重業務とは認められないような場合には、発症前 A を含めた当該期間に就労した業務の過重性を評価し、それが特に過重な業務と認められるときは、短期間の過重業務に就労したものと判断する。」としている。

- 2 認定基準では、上記 1 (1)の長期間の過重業務又は(2)の短期間の過重業務の業務の過重性の具体的な評価に当たり、労働時間の長さのみで過重負荷の有無が判断できないときは、労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合的に考慮して判断することとしている。

労働時間以外の負荷要因には、例えば、「勤務時間の不規則性」が挙げられており、そのうち「拘束時間の長い勤務」については、認定基準において「拘束時間数、実労働時間数、労働密度（実作業時間と手待時間との割合等）、休憩・仮眠時間数及び回数、休憩・仮眠施設の状況（広さ、空調、騒音等）、

業務内容等の観点から検討し、評価すること。なお、1日の休憩時間がおおむね 以内の場合には、労働時間の項目における評価との重複を避けるため、この項目では評価しない。」としている。また、「勤務時間の不規則性」のうち「勤務間インターバルが短い勤務」については、認定基準において「その程度（時間数、頻度、連続性等）や業務内容等の観点から検討し、評価すること。なお、長期間の過重業務の判断に当たっては、睡眠時間の確保の観点から、勤務間インターバルがおおむね 未満の勤務の有無、時間数、頻度、連続性等について検討し、評価すること。」としている。

なお、労働時間以外の負荷要因のうち、「

選択肢

- | | | |
|-------------------|--------------|----------|
| ① 45分間 | ② 1時間 | ③ 1時間30分 |
| ④ 2時間 | ⑤ 8時間 | ⑥ 9時間 |
| ⑦ 10時間 | ⑧ 11時間 | ⑨ 1週間 |
| ⑩ 2週間 | ⑪ 3週間 | ⑫ 4週間 |
| ⑬ 1か月間 | ⑭ 2か月間 | ⑮ 3か月間 |
| ⑯ 6か月間 | ⑰ 作業環境 | |
| ⑱ 事業場外における移動を伴う業務 | ⑳ 心理的負荷を伴う業務 | |

雇 用 保 険 法

〔問 7〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について A が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び B 場合に必要な給付を行うことにより、労働者の C を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、 D 及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2 雇用保険は、上記 1 の目的を達成するため、 E を行うほか、雇用安定事業及び能力開発事業を行うことができる。

選択肢

- | | | |
|-----------------------------|----------------------|---------|
| ① 雇用環境の改善 | ② 雇用の継続 | ③ 日常生活 |
| ④ 労働条件の維持 | ⑤ 雇用の定着 | ⑥ 所得の確保 |
| ⑦ 雇用状態の是正 | ⑧ 失業保険給付 | ⑨ 自立の促進 |
| ⑩ 職業生活の充実 | ⑪ 労働者が子を養育するための休業をした | |
| ⑫ 完全雇用の達成 | ⑬ 失業等給付及び育児休業給付 | |
| ⑭ 労働市場の保護 | ⑮ 労働者が職業指導を受けた | |
| ⑯ 生活及び雇用の安定 | ⑰ 失業等給付及び職業指導 | |
| ⑱ 失業等給付及び育児休業給付並びに職業指導 | | |
| ⑲ 労働者の雇用機会が不足していると認められる | | |
| ⑳ 労働者が職業に就くことが特に困難であると認められる | | |

〔問 8〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 A は、被保険者であった期間のうち、当該被保険者でなくなった日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であった期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下本問において「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼった各期間（賃金の支払の基礎となった日数が B であるものに限る。）を1か月として計算し、その他の期間は、 A に算入しない。ただし、当該 C からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が15日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となった日数が B であるときは、当該期間を D の A として計算する。
- 2 雇用保険法第14条第1項及び第2項の規定により計算された A が12か月（同法第13条第2項の規定による受給要件の特例が適用される場合は6か月）に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった日数が B であるもの又は賃金の支払の基礎となった時間数が E ものを1か月として計算する。また、 C からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が15日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となった日数が B であるとき又は賃金の支払の基礎となった時間数が E ときは、当該期間を D の A として計算する。

選択肢

- | | | |
|---------------------|--------------|-------------|
| ① 10日以上 | ② 支給要件期間 | ③ 1 か月 |
| ④ 11日以上 | ⑤ 算定対象期間 | ⑥ 2 分の 1 か月 |
| ⑦ 12日以上 | ⑧ 算定基礎期間 | ⑨ 3 分の 1 か月 |
| ⑩ 14日以上 | ⑪ 被保険者期間 | ⑫ 4 分の 1 か月 |
| ⑬ 被保険者となった日 | ⑭ 80時間を超える | |
| ⑮ 被保険者となった日の翌日 | ⑯ 100時間を超える | |
| ⑰ 被保険者となった日の属する月の初日 | ⑰ 80時間以上である | |
| ⑱ 被保険者となった日の属する月の末日 | ⑳ 100時間以上である | |

〔問 9〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。なお、本問において「基準日」とは、基本手当の受給資格に係る離職の日をいう。

- 1 A に達したことにより離職した受給資格者については、雇用保険法第20条第2項に受給期間の延長の規定が設けられており、例えば、当該受給資格者が同法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって算定基礎期間が5年である場合において、当該離職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する旨の申出をしたときは、この者に係る基本手当の受給期間（妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由による受給期間の延長を考慮しないものとする。）は、最大で B となる。
- 2 雇用保険法第22条第5項に規定する特例対象者については、基本手当の所定給付日数に係る算定基礎期間を算定するに当たっては、被保険者の負担すべき保険料の額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち C に当該被保険者となったものとみなされる。
- 3 雇用保険法第68条第2項によれば、雇用保険事業に要する費用に充てるため政府が徴収する保険料のうち、一般保険料徴収額から当該一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た額及び当該一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額の合計額を減じた額並びに D の額に相当する額の合計額は、 E に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に育児休業給付率を乗じて得た額は、育児休業給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に二事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業及び能力開発事業（同法第63条に規定するものに限る。）に要する費用に充てるものとする。

選択肢

- | | | | |
|----------------------------|------------------|-------|--------|
| ① 失業等給付 | ② 60歳 | ③ 65歳 | ④ 直近の日 |
| ⑤ 印紙保険料 | ⑥ 5年以内の最も古い日 | | |
| ⑦ 特別保険料 | ⑧ 2年に60日を加えた期間 | | |
| ⑨ 求職者給付 | ⑩ 4年に60日を加えた期間 | | |
| ⑪ 特別加入保険料 | ⑫ 2年に30日を加えた期間 | | |
| ⑬ 特例納付保険料 | ⑭ 4年に30日を加えた期間 | | |
| ⑮ 60歳以上の定年 | ⑯ 求職者給付及び就職促進給付 | | |
| ⑰ 65歳以上の定年 | ⑱ 失業等給付及び就職支援法事業 | | |
| ⑲ 最も古い時期として厚生労働省令で定める日 | | | |
| ⑳ 被保険者となったことの確認があった日の2年前の日 | | | |

労務管理その他の労働に関する一般常識

〔問 10〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。なお、本問「2」は、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年1月15日厚生労働省告示第5号）」を参照している。

- 1 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律第8条では、「事業主は、その雇用する短時間・有期雇用労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する通常の労働者の待遇との間において、当該短時間・有期雇用労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の A のうち、当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。」と規定している。
- 2 職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる(1)優越的な関係を背景とした言動であって、(2)業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、(3)労働者の就業環境が害されるものであり、(1)から(3)までの要素を全て満たすものをいう。ここにいう「労働者の就業環境が害される」とは、当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指し、この判断に当たっては、「 B の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当である。

3 賃金に関する基幹統計調査として「」と「」がある。

は、労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数等の属性別に賃金等を明らかにするものであり、賃金の実態をこれらの属性別にみるときは、通常、 が用いられる。一方、 は、賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を把握するための調査であり、労働者全体の賃金の水準や増減の状況をみるときは、通常、 が用いられる。

なお、景気動向調査（内閣府）では、令和3年1月分から 指数を一致系列として採用しているが、 は、この 指数を求めるために利用されている。

選択肢

A	① 事情 ③ 労働条件	② 社会通念 ④ 雇用管理の改善等に関する措置
B	① 職場における立場が類似する労働者 ② 平均的な労働者 ③ 同程度の年齢、経験等を有する労働者 ④ 当該言動を受けた労働者	
C	① 賃金構造基本統計調査 ③ 毎月勤労統計調査	② 労働力調査 ④ 就労条件総合調査
D	① 賃金構造基本統計調査 ③ 毎月勤労統計調査	② 労働力調査 ④ 就労条件総合調査
E	① 常用雇用 ③ 労働投入量	② きまって支給する給与 ④ 完全失業率

〔問 11〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。なお、設問 3 は、「令和 3 年版厚生労働白書（厚生労働省）」を参照している。

1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下本問において「法」という。）第30条の3第1項では、「派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の基本給、賞与その他の待遇のそれぞれについて、当該待遇に対応する派遣先に雇用される通常の労働者の待遇との間において、当該派遣労働者及び通常の労働者の職務の内容、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情のうち、 A に照らして適切と認められるものを考慮して、不合理と認められる相違を設けてはならない。」と規定されているが、法第30条の4第1項の規定に基づき、労使協定を締結した場合には、法第30条の3第1項の規定は適用せず、当該労使協定に基づく待遇（法第40条第2項の教育訓練及び同条第3項の福利厚生施設を除く。）を確保することとされている。

労使協定により待遇の確保を行う場合には、派遣労働者の賃金の決定の方法を労使協定に定めることとされ、当該方法については、「派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金（以下本問において「一般賃金」という。）の額として厚生労働省令で定めるものと同等以上の賃金の額となるものであること」等の要件を満たすことが必要であり、厚生労働省令では、一般賃金の額は、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所の所在地を含む地域において派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者であって、当該派遣労働者と同程度の能力及び経験を有する者の平均的な賃金の額」とされている。

この一般賃金の額等については、毎年、厚生労働省職業安定局長が通知を発出している。一般賃金の額は、同種の業務、同程度の能力及び経験並びに同一の派遣就業場所における無期雇用かつフルタイムの労働者の賃金であるため、これらに対応するよう、同通知では、一般賃金のうち基本給・賞与・手当等については、「職種別の基準値 × 能力・経験調整指数 × 地域指数」により算出することとしている。また、職種別の基準値については、 B

の特別集計により算出した賃金、又は の特別集計による求人賃金（月額）の下限額の平均を基に一定の計算方法により賞与込みの時給に換算した額とすることとしている。

- 2 最高裁判所の判例では、「労働契約の内容である労働条件は、労働者と使用者との個別の合意によって変更することができるものであり、このことは、就業規則に定められている労働条件を労働者の不利益に変更する場合であっても、その が必要とされることを除き、異なるものではないと解される。」としている。

- 3 グローバル化が進行する中で、我が国の経済活力と国際競争力の強化のためには、国内人材の最大限の活用はもとより、高度な技術や専門的知識を有する外国人材の活用が重要な課題である。

2019（平成31）年4月には、出入国管理及び難民認定法の改正により、中小・小規模事業者を中心に深刻化する人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みとして、在留資格「」（現在14産業分野、うち厚生労働省所管分野は、介護とビルクリーニング分野）による受入れが開始されている。

選択肢

- ① 各人の希望、能力及び経験に応じた就業の機会
- ② 技能実習
- ③ 高度専門職
- ④ 国際業務
- ⑤ 社会通念
- ⑥ 就労条件総合調査
- ⑦ 職業安定業務統計
- ⑧ 賃金構造基本統計調査
- ⑨ 賃金事情等総合調査
- ⑩ 賃金引上げ等の実態に関する調査
- ⑪ 当該職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態
- ⑫ 当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的
- ⑬ 特定技能
- ⑭ 毎月勤労統計調査
- ⑮ 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況
- ⑯ 変更後の就業規則の内容が合理的であること
- ⑰ 労働力調査
- ⑱ 変更後の就業規則の周知
- ⑲ 合意に際して就業規則の変更
- ⑳ 変更につき客観的に合理的な理由

〔問 12〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。なお、設問 1 は、「令和 3 年版厚生労働白書（厚生労働省）」を参照している。

- 1 我が国の労働組合は、 A 別労働組合を基本に組織されているが、政策・制度面を始め、 A 別組織では対応できない課題に取り組むため、これらが集まって B 別組織を形成し、さらに、これらの B 別組織が集まって全国的中央組織を形成している。
- 2 次世代育成支援対策推進法では、一般事業主行動計画を策定した一般事業主のうち、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該計画を実施し目標を達成したこと等の基準を満たしていることを評価し、事業主による更なる取組を推奨する仕組みとして、くるみん認定制度が設けられており、また、くるみん認定を取得した一般事業主のうち、既に相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている事業主を評価しつつ、継続的な両立支援の取組を促進する仕組みとして、プラチナくるみん認定制度が設けられている。

令和 4 年 4 月 1 日には、くるみん認定及びプラチナくるみん認定の基準が改正され、新たにトライくるみん認定制度が創設されるとともに、「プラス」制度が新設されている。

トライくるみん認定の基準は、改正前のくるみん認定と同様の基準であり、例えば、男性の育児休業等に関しては、「(1) 育児休業等をした男性労働者の割合が100分の C 以上であること、又は(2)その雇用する男性労働者であって計画期間において配偶者が出産したものの数に対する、その雇用する男性労働者であって当該計画期間において育児休業等をしたものの数及び小学校就学の始期に達するまでの子について育児目的休暇制度を利用したものの数の合計数の割合が100分の D 以上であり、かつ、育児休業等をしたものの数が1人以上であること」と定められている。なお、当該基準については、中小事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主をいう。）について特例が設けられている。

「プラス」制度は、トライくるみん認定、くるみん認定又はプラチナくるみん認定を受けた一般事業主が、E と仕事との両立に取り組む場合に認定を行うものであり、その認定を受けた場合には、これらの 3 種類のくるみんマークにそれぞれ「プラス」が追加されることとなる。

選択肢

- | | | |
|---------|---------|--------|
| ① 階級 | ② 介護 | ③ 企業 |
| ④ 個人 | ⑤ 雇用形態 | ⑥ 産業 |
| ⑦ 傷病・障害 | ⑧ 職業 | ⑨ 職能 |
| ⑩ 都道府県 | ⑪ 妊娠・出産 | ⑫ 不妊治療 |
| ⑬ 7 | ⑭ 10 | ⑮ 13 |
| ⑯ 15 | ⑰ 20 | ⑱ 25 |
| ⑲ 30 | ⑳ 50 | |

社会保険に関する一般常識

〔問 13〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 国民健康保険法第11条第1項では、国民健康保険事業の運営に関する事項（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、同法第75条の7第1項の規定による A の徴収、同法第82条の2第1項の規定による B の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く、としている。
- 2 介護保険法第117条第1項では、市町村（特別区を含む。以下本問において同じ。）は、基本指針（厚生労働大臣が、同法第116条第1項の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第3条第1項に規定する総合確保方針に即して定める介護保険事業に係る C を確保するための基本的な指針をいう。）に即して、 D を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る C に関する計画（「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする、としている。
- 3 児童手当法第26条第1項では、同法第8条第1項の規定により児童手当の支給を受けている一般受給資格者（個人である場合に限る。）は、内閣府令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。）に対し、前年の所得の状況及びその年の E における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならない、としている。

選択肢

- | | | |
|--------------|-----------|-------------------|
| ① 標準保険料 | ② 3 年 | ③ 国民健康保険診療報酬請求書 |
| ④ 3 月 31 日 | ⑤ 5 年 | ⑥ 国民健康保険事業費納付金 |
| ⑦ 適正な費用 | ⑧ 6 年 | ⑨ 特定健康診査等基本方針 |
| ⑩ 6 月 1 日 | ⑪ 10 年 | ⑫ 国民健康保険保険給付費等交付金 |
| ⑬ 一般保険料 | ⑭ 7 月 1 日 | ⑮ 都道府県国民健康保険運営方針 |
| ⑯ 8 月 1 日 | | ⑰ 保険料徴収の適切な実施 |
| ⑱ 費用の不均衡の是正 | | ⑲ 都道府県医療費適正化計画 |
| ⑳ 保険給付の円滑な実施 | | |

〔問 14〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 介護保険法によれば、介護給付を受けようとする被保険者は、要介護者に該当すること及び A について、市町村（特別区を含む。以下本間において同じ。）の認定（以下本間において「要介護認定」という。）を受けなければならないが、要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は同法第115条の46第1項に規定する B に、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。
- 2 国民健康保険法によれば、保険料について、市町村及び国民健康保険組合は、 C の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、減免し、又は D ことができる。
- 3 確定拠出年金法によれば、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主は、事業主掛金を企業型年金規約で定める日までに E に納付するものとしており、企業型年金加入者が企業型年金加入者掛金を拠出する場合においては、当該企業型年金加入者は、企業型年金加入者掛金を企業型年金規約で定める日までに事業主を介して E に納付するものとして

選択肢

- | | | |
|-----------------|-----------------------|----------|
| ① 年金事務所 | ② その心身の状況 | ③ 条例又は規約 |
| ④ 都道府県協議会 | ⑤ その置かれている環境 | ⑥ 政令 |
| ⑦ 企業年金基金 | ⑧ その徴収を猶予する | ⑨ 資産管理機関 |
| ⑩ 日常生活の状況 | ⑪ 確定拠出年金運営管理機関 | |
| ⑫ 資産管理運用機関 | ⑬ 指定介護予防サービス事業者 | |
| ⑭ 市町村協議会又は条例 | ⑮ 被保険者資格証明書を交付する | |
| ⑯ 全国健康保険協会 | ⑰ その徴収に代えて一般会計から繰り入れる | |
| ⑱ 国民年金基金連合会 | ⑲ 地域包括支援センター | |
| ⑳ その該当する要介護状態区分 | | |

〔問 15〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 介護保険法第5条の2第1項では、国及び地方公共団体は、認知症（アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により A 程度にまで認知機能が低下した状態として政令で定める状態をいう。以下同じ。）に対する国民の関心及び理解を深め、認知症である者への B が適切に行われるよう、認知症に関する知識の普及及び啓発に努めなければならないと規定している。
- 2 高齢者の医療の確保に関する法律第48条では、市町村（特別区を含む。以下本問において同じ。）は、後期高齢者医療の事務（ C 及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする規定している。
- 3 確定給付企業年金法第33条では、「年金給付の支給期間及び支払期月は、政令で定める基準に従い規約で定めるところによる。ただし、 D 、毎年1回以上定期的に支給するものでなければならない。」と規定している。
- 4 確定給付企業年金法第58条第1項では、事業主等は、 E ごとに同法の基準に従って掛金の額を再計算しなければならないと規定している。

選択肢

- | | | |
|------------------|------------------------|-------------|
| ① 保険給付 | ② 職業生活が困難となる | ③ 直接受給権者に |
| ④ 介助 | ⑤ 日常生活に支障が生じる | ⑥ 10年以上にわたり |
| ⑦ 支援 | ⑧ 常時介護を必要とする | ⑨ 3年から5年 |
| ⑩ 付添 | ⑪ 保険料の賦課決定の事務 | ⑫ 少なくとも3年 |
| ⑬ 保険給付の支給に関する事務 | | ⑭ 少なくとも5年 |
| ⑮ 常時又は随時介護を必要とする | | ⑯ 少なくとも6年 |
| ⑰ 保険料の徴収の事務 | ⑱ 終身又は5年以上にわたり | |
| ⑲ 通貨により | ⑳ 被保険者の資格の取得及び喪失の確認の事務 | |

健康保険法

〔問 16〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 特定長期入院被保険者（ A に入院する65歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者をいう。）が、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険法第63条第3項各号に掲げる病院又は診療所のうち自己の選定するものから、電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受け、療養の給付と併せて受けた生活療養に要した費用について、入院時生活療養費を支給する。入院時生活療養費の額は、原則として、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、 B を控除した額とする。
- 2 介護保険料率は、 C 保険者が納付すべき D （日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込み額で除して得た率を基準として、保険者が定める。
- 3 健康保険法第55条第2項の規定によると、保険者は、 E の支給を行うにつき必要があると認めるときは、労働者災害補償保険法、国家公務員災害補償法又は地方公務員災害補償法若しくは同法に基づく条例の規定により給付を行う者に対し、当該給付の支給状況につき、必要な資料の提供を求めることができる。

選択肢

- | | | |
|------------------------------|----------------|-----------|
| ① 2年ごとに | ② 3年ごとに | ③ 5年ごとに |
| ④ 介護納付金 | ⑤ 介護保険適用病床 | ⑥ 各年度において |
| ⑦ 後期高齢者支援金等及び介護納付金 | ⑧ 傷病手当金 | |
| ⑨ 傷病手当金及び埋葬料（埋葬費） | ⑩ 食事療養標準負担額 | |
| ⑪ 食費 | ⑫ 生活療養標準負担額 | |
| ⑬ 前期高齢者納付金等及び介護納付金 | | |
| ⑭ 前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び介護納付金 | | |
| ⑮ 地域医療支援病院 | ⑯ 特定機能病院 | ⑰ 保険給付費 |
| ⑱ 埋葬料（埋葬費） | ⑲ 療養の給付及び傷病手当金 | |
| ⑳ 療養病床 | | |

〔問 17〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率は、 A までの範囲内において決定するものとし、健康保険組合がこれを変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

ただし、一般保険料率と B とを合算した率の変更が生じない一般保険料率の変更の決定については、健康保険組合は、厚生労働大臣の認可を受けることは要しないが、決定をしたときは、変更後の一般保険料率を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 患者申出療養とは、高度の医療技術を用いた療養であって、当該療養を受けようとする者の申出に基づき、 C の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から D を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるものをいう。

3 上記 2 の申出は、厚生労働大臣が定めるところにより、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う医療法第 4 条の 3 に規定する E (保険医療機関であるものに限る。) の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うものとする。

選択肢

- | | | |
|------------------------|------------------------|------------|
| ① 特定保険料率 | ② 判断 | ③ 臨床研究中核病院 |
| ④ 選定 | ⑤ 基本保険料率 | ⑥ 現金給付 |
| ⑦ 特定機能病院 | ⑧ 調整保険料率 | ⑨ 病院 |
| ⑩ 療養費の支給 | ⑪ 判定 | ⑫ 介護保険料率 |
| ⑬ 療養の給付 | | ⑭ 評価 |
| ⑮ 地域医療支援病院 | ⑯ 保険外併用療養費の支給 | |
| ⑰ 1000分の30から1000分の120 | ⑱ 1000分の30から1000分の130 | |
| ⑲ 1000分の120から1000分の200 | ⑳ 1000分の130から1000分の200 | |

〔問 18〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、毎事業年度の決算を A に完結しなければならない。
- 2 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算については、協会の理事長は、あらかじめ、 B ならないとされている。
- 3 厚生労働大臣は、協会と協議を行い、効果的な保険料の徴収を行うために必要があると認めるときは、協会に保険料の C に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該 C に係る保険料の徴収を行わせることができるが、これにより協会が保険料を徴収したときは、その徴収した額に相当する額については、健康保険法第155条の2の規定により、 D に対し、 E されたものとみなされる。

選択肢

- | | | |
|-----------------------|-----------------|----------|
| ① 納付受託者 | ② 補填 | ③ 賦課 |
| ④ 滞納者 | ⑤ 交付 | ⑥ 納付義務者 |
| ⑦ 納付 | ⑧ 負担者 | ⑨ 政府から協会 |
| ⑩ 協会から政府 | ⑪ 厚生労働大臣から協会 | |
| ⑫ 協会から厚生労働大臣 | ⑬ 翌事業年度の4月30日まで | |
| ⑭ 毎事業年度終了後3月以内 | ⑮ 翌事業年度の5月31日まで | |
| ⑯ 毎事業年度終了後6月以内 | | |
| ⑰ 運営委員会の意見を聴かなければ | | |
| ⑱ 運営委員会の議を経なければ | | |
| ⑲ 支部の支部長の意見を聴かなければ | | |
| ⑳ 支部に設けられた評議会の議を経なければ | | |

厚生年金保険法

〔問 19〕 次の文中の の部分を、対応する選択肢群の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 第1号改定者及び第2号改定者（以下「当事者」という。）の一方が死亡した日から起算して A 以内に当事者の他方による厚生年金保険法第78条の2第1項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求（以下「標準報酬改定請求」という。）が行われた場合において、その請求書に当事者が標準報酬改定請求をすること及び請求すべき按分割合について合意している旨が記載された公正証書の謄本等が添付されていたときは、当事者の一方 B に標準報酬改定請求があったものとみなす。
- 2 厚生年金保険法第78条の14第1項の規定による標準報酬の改定及び決定の請求（以下「3号分割標準報酬改定請求」という。）のあった日に、特定被保険者が行方不明となって C が経過していると認められ（離婚の届出をしていない場合に限る。）、かつ、特定被保険者の被扶養配偶者が第3号被保険者としての国民年金の被保険者の資格（当該特定被保険者の配偶者としての当該資格に限る。）を喪失している場合には、当該特定被保険者の被扶養配偶者は、3号分割標準報酬改定請求をすることができる。
- 3 障害厚生年金の給付事由となった障害について国民年金法による障害基礎年金を受けることができない場合において、障害厚生年金の額が国民年金法第33条第1項に規定する障害基礎年金の額に D を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）に満たないときは、当該額を障害厚生年金の額とする。

4 厚生年金保険法第52条第3項の規定によると、実施機関に対する障害の程度が増進したことによる障害厚生年金の額の改定の請求は、障害厚生年金の受給権者の障害の程度が増進したことが明らかである場合として厚生労働省令で定める場合を除き、当該障害厚生年金の受給権を取得した日又は厚生年金保険法第52条第1項の規定による実施機関の診査を受けた日から起算して

E

 を経過した日後でなければ行うことができないとされている。

選択肢

A	① 1月 ② 6月 ③ 1年 ④ 2年
B	① が死亡した日の翌日 ② が死亡した日の前日 ③ と離婚又は婚姻の取消し等をした日 ④ と離婚又は婚姻の取消し等をした日の翌日
C	① 6月 ② 1年 ③ 2年 ④ 3年
D	① 2分の1 ② 3分の2 ③ 4分の3 ④ 5分の4
E	① 6月 ② 1年 ③ 2年 ④ 3年

〔問 20〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 日本年金機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、 A を受けるとともに、厚生年金保険法第100条の7第1項に規定する B に従い、徴収職員に行わせなければならない。
- 2 第1号厚生年金被保険者期間に基づく保険給付の受給権者が、正当な理由がなくて、厚生年金保険法第98条第3項の規定による届出をせず、又は書類その他の物件を提出しないときは、保険給付の C ことができる。
- 3 第1号改定者及び第2号改定者又はその一方は、実施機関に対し、主務省令で定めるところにより、標準報酬改定請求を行うために必要な情報であつて厚生年金保険法第78条の4第2項に規定するもの(対象期間標準報酬総額、按分割合の範囲等)の提供を請求することができる。ただし、次の(1)～(3)に掲げる場合においては、この限りでない。
 - (1) 当該請求が D に行われた場合
 - (2) 離婚等をしたときから2年を経過したときその他の厚生労働省令で定める場合
 - (3) 情報の提供を受けた日の翌日から起算して E を経過していない場合(一定の場合を除く。)

選択肢

- | | | |
|-------------------------|---------------|--------|
| ① 6 月 | ② 歳入徴収官事務規程 | ③ 清算計画 |
| ④ 厚生労働大臣の承認 | ⑤ 財務大臣の認可 | ⑥ 3 月 |
| ⑦ 財務大臣の承認 | ⑧ 厚生労働大臣の認可 | ⑨ 1 年 |
| ⑩ 離婚等をした後 | ⑪ 標準報酬改定請求前 | ⑫ 2 年 |
| ⑬ 離婚等をする前 | ⑭ 保険料等収納状況報告書 | |
| ⑮ 標準報酬改定請求後 | ⑯ 滞納処分等実施規程 | |
| ⑰ 一部を行わない | ⑱ 支払を一時差し止める | |
| ⑲ 全部又は一部を行わない | | |
| ⑳ 額の全部又は一部につき、その支給を停止する | | |

〔問 21〕 次の文中の の部分を対応する選択肢群の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 厚生年金保険法第87条第1項は、「前条第2項の規定によって督促をしたときは、厚生労働大臣は、保険料額に、 A から保険料完納又は財産差押の日の前日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該 A から B を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 保険料額が C 円未満であるとき。

二 納期を繰り上げて徴収するとき。

三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、 D の方法によって督促したとき。」と規定している。

2 厚生年金保険法第92条第2項は、「保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、若しくはその還付を受ける権利又は E の時効については、その援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。」と規定している。

選択肢

A	① 督促状の指定期限 ② 督促状の指定期限の翌日 ③ 納期限 ④ 納期限の翌日
B	① 2 月 ② 3 月 ③ 10 日 ④ 14 日
C	① 500 ② 1, 000 ③ 2, 000 ④ 5, 000
D	① 書留送達 ② 公示送達 ③ 就業場所送達 ④ 特別送達
E	① 保険給付の返還を受ける権利 ② 保険給付を受ける権利 ③ 保険給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利 ④ 保険給付を受ける権利若しくは当該権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる保険給付の支給を受ける権利

国 民 年 金 法

〔問 22〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 国民年金法第49条第1項（前段）では、「寡婦年金は、死亡日の前日において死亡日の属する A までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る B 以上である夫（保険料納付済期間又は第90条の3第1項の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間以外の保険料免除期間を有する者に限る。）が死亡した場合において、夫の死亡の当時夫によつて生計を維持し、かつ、夫との婚姻関係（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）が C 以上継続した D があるときに、その者に支給する。」と規定している。
- 2 寡婦年金の受給権は、受給権者が E したときは、消滅する。

選択肢

- | | | |
|---------------------------------------|------------------|-----------------------|
| ① 月 | ② 6月 | ③ 繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権を取得 |
| ④ 月の前月 | ⑤ 36月 | ⑥ 遺族基礎年金の受給権を取得 |
| ⑦ 月の前々月 | ⑧ 5年 | ⑨ 障害基礎年金の受給権を取得 |
| ⑩ 月の3月前 | ⑪ 10年 | ⑫ 死亡一時金の受給権を取得 |
| ⑬ 60歳未満の妻 | ⑭ 40歳以上65歳未満の配偶者 | |
| ⑮ 65歳未満の妻 | ⑯ 40歳以上65歳未満の妻 | |
| ⑰ 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が10年 | | |
| ⑱ 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が10年 | | |
| ⑲ 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年 | | |
| ⑳ 保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年 | | |

〔問 23〕 次の文中の の部分を対応する選択肢群の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 調整期間における新規裁定者に係る改定率の改定については、国民年金法第27条の2及び第27条の3の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に、調整率（公的年金被保険者総数の変動率に0.997を乗じて得た率（当該率が A ）をいう。以下同じ。）に当該年度の B を乗じて得た率を乗じて得た率（当該率が C ）を基準とする。
- 2 名目手取り賃金変動率が1を下回る場合の調整期間における新規裁定者に係る改定率の改定については、上記1の規定にかかわらず、D を基準とする。
- 3 調整期間における基準年度以後改定率の改定については、上記1及び2の規定にかかわらず、(1)に掲げる率に(2)に掲げる率を乗じて得た率（当該率が C ）を基準とする。
 - (1) 物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、D ）
 - (2) 調整率に当該年度の前年度の基準年度以後特別調整率（当該年度が E である場合にあっては、当該年度の前年度の特別調整率）を乗じて得た率
- 4 次の(1)又は(2)に掲げる場合の調整期間における基準年度以後改定率の改定については、上記3の規定にかかわらず、当該(1)又は(2)に定める率を基準とする。

(1)	物価変動率が1を下回るとき（次の(2)に掲げる場合を除く。）	物価変動率
(2)	物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回り、かつ、名目手取り賃金変動率が1を下回るとき	D

選択肢

A	① 1を下回るときは、算出率 ③ 1を上回るときは、算出率	② 1を下回るときは、1 ④ 1を上回るときは、1
B	① 特別調整率 ③ 前年度の特別調整率	② 前年度の算出率 ④ 前々年度の特別調整率
C	① 1を下回るときは、算出率 ③ 1を上回るときは、算出率	② 1を下回るときは、1 ④ 1を上回るときは、1
D	① 名目賃金変動率 ③ 名目手取り賃金変動率	② 算出率 ④ 1
E	① 基準年度 ③ 基準年度の翌々年度 ④ 基準年度の初日の属する年の3年後の年の4月1日の属する年度	② 基準年度の翌年度

〔問 24〕 次の文中の の部分を対応する選択肢群の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

1 死亡一時金の額は、死亡日の A までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数の B に相当する月数、保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数及び保険料4分の3免除期間の月数の C に相当する月数を合算した月数に応じて、定められている。

例えば、当該合算した月数が D である場合の死亡一時金の額は320,000円となる。

2 死亡日の A までの第1号被保険者としての被保険者期間に係る死亡日の前日における付加保険料に係る保険料納付済期間が E である者の遺族に支給する死亡一時金の額は、上記1の規定により定められる額に8,500円を加算した額とする。

選択肢

A	① 属する月	② 属する月の前月		
	③ 属する月の前々月	④ 属する月の3月前		
B	① 4分の1	② 4分の3	③ 8分の5	④ 8分の7
C	① 4分の1	② 4分の3	③ 8分の5	④ 8分の7
D	① 6月以上36月未満	② 36月以上180月未満		
	③ 360月以上420月未満	④ 420月以上		
E	① 6月以上	② 1年以上	③ 1年6月以上	④ 3年以上